

梅光学院大学における公的研究費の不正防止に関する取り組み

公的研究費の不正防止への取り組みに関する方針等の公表について

梅光学院大学では、[「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」](#)に基づき、公的研究費の適正な管理の充実にを図るため、「梅光学院大学 公的研究費に関する管理・監査の基本方針」を、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うことを目的として定めましたので、公表いたします。

1. 趣旨

この基本方針は、国又は独立行政法人から本学に配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制

（1）補助金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を定めて不正防止計画を策定し、周知するとともに不正防止対策を実施するために必要な措置を講じる。

（2）最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任を負い、（1）の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定して、これを実施し、その状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。

（3）各学部及び事務局において、補助金等の運営・管理に係る実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長及び事務長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に従い、次の職務を遂行する。

- 所属する学部又は事務局の不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、当該状況を統括管理責任者に報告すること。
- 不正防止を図るため、所属する学部内又は事務局内の補助金等の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督すること。
- 所属する学部又は事務局において、所属職員が適切に補助金等の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（4）補助金等の経理に関する実質的な責任と権限を持つ者として経理管理責任者を置き、財務部長をもって充てる。経理管理責任者は、補助金等の経理事務の適正な執行を監督し、改善の必要な事項があるときはコンプライアンス推進責任者に報告し、対応措置を講じる。

（5）最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び経理管理責任者が責任を持って補助金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関する執行ルール（以下「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

(1) 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び経理管理責任者に対して必要に応じて補助金等の運営・管理の改善を命じることができる。

(2) 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者に対して、必要に応じて補助金等の運営・管理の改善指導を行うことができる。また、統括管理責任者は、補助金等の経理事務について経理管理責任者に委任することができる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、所属する研究者そのほかの補助金等に関わる教職員に対して、必要に応じて補助金等の運営・管理の改善指導を行うことができる。

(4) 経理管理責任者は、補助金等の経理事務の適正な執行について、必要に応じて関係教職員を指導することができる。

5. 関係者の意識向上

(1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

(1) 通報窓口の設置

補助金等に係る不正の疑いの指摘、研究者からの申出などの学内外からの告発等の通報に対応するため、通報窓口を置く。

○ 通報窓口は、財務部長及び学生支援センター事務部長とする。

○ 通報窓口は通報に対し、誠意を持って対応し、当該通報に係る事実確認のために関係部署とともに適切な措置の実施に努めるものとする。

○ 通報をした者に対しては、名目のいかんを問わず、不利益な取扱をしてはならない。

財務部長及び学生支援センター事務部長

TEL : 083-227-1000 FAX 番 : 083-227-1100

(2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。

(3) 調査後において懲戒等を必要とするときは、「梅光学院就業規則」等に基づき処分する。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

(1) 補助金等の不正使用を防止するため、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

(2) 防止計画推進部署は、財務部がその任に当たる。

(3) 防止計画推進部署は、不正使用防止計画の推進にあたり、次に掲げる業務を行う。

- 補助金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協力して、不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(4) 最高管理責任者は、不正使用防止計画の推進に対応することを学内外に表明するとともに、自ら不正使用防止計画の進捗・管理に努めるものとする。

8. 公的研究費の適正な運営・管理

(1) 研究者は、補助金等を使用する場合、物品購入決裁願、出張伺書及び旅費計算書などのその使用に係る必要書類を、当該補助金等を担当する事務職員に提出し、梅光学院経理規程そのほかの財務に係る規程に定めるところにより決裁そのほかの事務手続を行わなければならない。

(2) 購入した物品については、担当事務職員が検収を行う。

(3) 統括管理責任者は、研究者に対して、補助金等の使用について適切な助言を行い、常に予算の執行状況を把握・管理するものとする。

(5) 不正な取引に関与した業者については、梅光学院大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づき、取引停止等の措置を講じる。

9. 情報発信・共有化の推進

(1) 相談窓口の設置

補助金等に係る事務処理手続に関し、明確な、かつ、統一的な運用を図るため、相談窓口を置く。

- 相談窓口は、総務部及び学生支援センターとする。
- 相談窓口は、補助金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問合せ等に誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

総務部及び学生支援センター

TEL : 083-227-1000 FAX 番 : 083-227-1100

(2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

10. 監査体制

(1) 統括管理責任者は、無作為に抽出した所定の件数を対象に補助金等の執行について、毎年11月及び3月に内部監査を実施する。

(2) 内部監査は、統括管理責任者、事務長及び総務部長で行う。

(3) 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。

- 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
- 研究費不正防止計画推進室と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
- 監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。